合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

3　ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」については、当該欄に計上すべきものがない場合、又は当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しい場合には、当該欄の記載を省略することができる。この場合において、当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しいことにより当該欄の記載を省略する場合には、当該欄に計上すべきものの額についてはホ欄に含めるとともに、その旨を注記すること。

4　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ホ欄」と、「ハ欄」とあるのは「ヘ欄」と、「ニ欄」とあるのは「ト欄」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、同様式記載上の注意６から10までに準じて各欄の記載に当たっては、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に基づく原則手法適用会社について計算した額を記載すること。

5　別紙様式第四号の三記載上の注意５に準じて注記を行うこと。この場合において、同記載上の注意⑵②に規定する事項を注記するに当たっては、合わせて、控除合算手法を適用している子会社の名称を注記すること。

（別紙様式第五号）

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
外国証券				
国債				
地方債				
社債				
株式				
その他				

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額並びにニ欄の「経済価値ベースの額」には、経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。

2　各科目について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。